

◎新潟県告示第1427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年12月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	指定年月日
生協こどもクリニック	長岡市沢田1丁目1-20	平成24年11月1日
わか皮ふ科クリニック	上越市樋場4番地1	平成24年11月1日
西新発田クリニック	新発田市佐々木175番地	平成24年10月4日
上川歯科診療所	東蒲原郡阿賀町両郷甲2150	平成24年9月1日
みなみ薬局	長岡市沢田1丁目1-3	平成24年11月1日
みらい とよば薬局	上越市大字樋場151番地1-3	平成24年11月1日
いちご薬局下門前	上越市大字下門前686(16街区1-1)	平成24年9月3日
じょうえつ幸町薬局	上越市幸町13-14	平成24年11月1日
加茂駅前薬局	加茂市駅前10番4号	平成24年11月1日
小木調剤薬局	佐渡市小木町1974	平成24年11月1日
阿賀町訪問看護ステーション	東蒲原郡阿賀町向鹿瀬1154番地	平成24年10月1日